

情報通信審議会地上デジタル放送推進に関する検討委員会（第35回）議事要旨

1. 日時 平成20年2月29日（金）15時30分～17時30分
2. 場所 総務省8階第一特別会議室
3. 出席者
 - (1) 委員（専門委員を含む）

村井主査、大山主査代理、秋元専門委員、浅野専門委員、有馬専門委員、石橋専門委員、稲葉専門委員、岩浪専門委員、大内専門委員、河村専門委員、坂本専門委員、関専門委員、田胡専門委員、土屋専門委員、中島専門委員、中村専門委員、福田専門委員、前川専門委員、松岡（勝）専門委員、三浦専門委員
 - (2) オブザーバー
日本障害者協議会理事／日本点字図書館理事長 田中徹二様
全日本ろうあ連盟理事 西滝憲彦様
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長 高岡正様
(株) ビックカメラ法務部部长 安田権寧様
 - (3) 総務省
小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、吉田放送政策課長、奥放送技術課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長、山腰デジタル放送受信推進室長、布施田放送技術課技術企画官、吉田地上放送課長、三田地上放送課企画官
4. 議事要旨
 - (1) 事務局から、「経済弱者対策」、「衛星セーフティネット」、「簡易なチューナーの流通を実現するための環境整備」について資料1～2に基づいて説明があった。また、当日欠席の伊藤専門委員及び舟谷専門委員から事前にそれぞれ提出のあった資料3及び資料5について事務局から紹介があった。
 - (2) 日本障害者協議会理事／日本点字図書館理事長 田中徹二様、全日本ろうあ連盟理事 西滝憲彦様、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長 高岡正様から、それぞれ障害者の立場からの意見発表があった。西滝様の意見発表の際に、

C S 障害者放送統一機構作成のDVD「目で聴くテレビ」の上映がされた。

(2) についてのやりとりは以下のとおり。

【田中日本障害者協議会理事／日本点字図書館理事長】

○ 視覚障害者のデジタルテレビについての問題点についてお話をさせていただく。

まず最初に、日本盲人会連合などが調査したものがあるが、それによると、視覚障害者が情報を何によって得ているかというのは、圧倒的にテレビである。目が見えないとどうしてテレビを見るのか、ラジオで十分ではないかという話があるが、実際の調査で、テレビから情報を得ているというのは92%程度になっている。その情報を得る内容で、どんな番組が一番多いかというと、やっぱりニュースである。それから、どういう場合に視覚障害者対応の、例えば音声解説などをつけたものが必要かというときに、多いのは緊急時の放送については必ずつけてほしいという要望が出ている。

○ そういうふうに、視覚障害者はテレビを非常に活用しているという実態がある。その視覚障害者がテレビを見る場合に、画面だけであると、画面の中で視覚を対象にしたものが多いということから、理解をできない場面が出ている。それを補うのが音声解説というものである。特にドラマなんかでは、セリフがない無音の場合のところでは背景の状況を説明したり、出演者の状況を説明したりするという音声解説が非常に効果的である。最近、映画に音声解説をつけるというのが非常に出てきており、音声解説付きの映画なんかもできている。

○ これは音声解説とは実際は違うのだが、非常に希望が多いのは、ニュースの番組の中で、外国のニュースを出すときに、外国語が盛んに出てくる。そのときに、テロップだけしかついていなくて、それこそ英語から始まって世界中の言葉が出るわけだが、その内容がわからない。だから、外国人の話している内容について、テロップを読むような形で日本語に吹きかえてほしいという要望は非常に強く出ている。

最後になるが、このデジタルテレビが導入された場合に、視覚障害者にとって最大の問題は、操作ができないということである。1人で操作ができない。既に今、視覚障害者でデジタルテレビを購入している人がいるけれども、操作が全くできなくてお手上げという状況になっている。

○ この対応はどうしても必要なのである。だから、総務省等も関係あるのだろうけれども、経済産業省あたりも手をとって、対応を絶対にしていただきたいと思う。そこには書いてないが、一つの提案として、リモコンが非常に操作しにくい状況になっている。だ

が、今のアナログテレビと同じように、最低限チャンネルを変えて番組を見るという程度の操作で十分な人たちがたくさんいるわけである。だから、リモコンを必ず、簡易なものと、それから普通のいろいろな操作ができるものと2種類つけるようにして、簡易なリモコンのほうには、例えば画面に出てくるメッセージとか何かを、そのリモコンを操作すれば音声で読み上げるというようなものを付加した、そういうテレビを開発していただきたいと思う。

【西滝全日本ろうあ連盟理事】

○ まず、テレビの現状についてお話をしたいと思う。ろうあ者と難聴者、まとめて聴覚障害者という。ろうあ者は主に手話を、難聴者の場合は主に字幕を必要としている。ろうあ者は10万人以上、難聴者は600万人と推定されている。聴覚障害者を対象とする字幕・オープンキャプションの方法、また字幕付加・クローズドキャプションの番組は、NHKを含めて、キー局も含めて、すべての番組の中の30%程度である。私自身も、昨年末からことしの初め、年末年始の番組をすべて調べてみたら、1月1日は22%、12月31日は少し多く35%、そういう数字である。それが現状だと思う。

○ また、手話、あるいは手話付加の番組はほとんどなく、1%もない状況である。字幕の場合、字幕付加番組、特別なチューナーを使って見る方法である。手話の場合は、手話の付加番組をつくれないうのが現状である。手話を付加する、字幕を付加するという意味は、必要に応じて字幕をとったり手話を映したりという方法である。字幕番組を見るためのチューナーが開発され、またテレビに内蔵型も発売されて、厚生労働省は、障害者の日常生活用具に指定し、身体障害者手帳を持っている人には無料で給付されている。しかし、その場合も、手話の番組は見られない。後ほどCS放送で手話と字幕の番組を見るアイドラゴンというものを開発して、これも厚生労働省が日常生活用具に指定し配布している。現在、字幕も手話も見られるチューナーはアイドラゴンだけとなっている。

○ さて、手話の番組を見るためには、まず、放送局で手話の番組を作成し、それを受信するシステムが必要である。しかし、現実には難しい。一般の放送局では、現実にはそういう方法は送信が難しく、現在、障害者放送統一機構がアイドラゴンを使って放送しているだけである。

○ 障害者放送統一機構とは、阪神淡路大震災の後に、全日本ろうあ連盟と、お隣にいらっしゃる全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が一緒になって立ち上げた組織である。そこで、「目で聴くテレビ」という放送をしている。「目で聴く」というのは、一つは緊急災

害放送。もう一つは字幕と手話をつけた放送。もう一つは障害者を取り上げた番組をつくらせて放送している。まず、映像を見ていただいて、おわかりいただきたいと思う。

(DVD上映)

【西滝全日本ろうあ連盟理事】

○ デジタル放送になるとどのような問題が起こるかという点、現在1万世帯に設置されているアイドラゴンのPIPピクチャー機能が使えなくなる。つまり、緊急災害情報等の放送ができなくなる。我々が今まで積み上げてきた重要な成果が消えてしまうということになる。

○ このような方法を聴覚障害者の家庭に送るために、我々がつくってきた統一機構、これからデジタル化によって大事な機能がなくなるということで非常に困っているわけである。それで、我々はすべての番組に字幕と手話をつけた、そういう番組をつくってほしい。それができない場合には、今のような一般テレビの補完放送を認め、国、またはNHKなどから委託を受けることができるようにしてほしいと考えている。

また、現在検討中のセーフティネット、ほんとうの意味での視聴ができない視聴覚障害者世帯に対する措置、その一つとして取り上げてほしいと考えている。

手話と字幕の番組をつくるための助成を引き続き情報通信研究機構などをお願いしたいと考えている。

【高岡全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長】

○ 別添の資料の3-1に、私のコメントを載せている。

○ 私は障害者放送協議会という組織の放送通信バリアフリー委員会の副委員長を務めている。障害者放送協議会は、お手元の別添資料3-2にあるが、98年9月に発足した障害者当事者を中心とする組織である。いろいろな全国組織が加盟しており、会員数の合計は約60万人を超えるものと思う。その中で、放送通信のバリアフリーについて活動している。

○ 私たちは、放送バリアフリーについては総務大臣あてに何度となく要望書を提出した。その要望書も後に添付している。また、一昨年から昨年にかけて、総務省の「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」で、障害者の放送アクセスについて積極的に意見を提出してきた。その内容は、聴覚障害者を含めて、すべての障害者の放送アクセス権を保障すること。障害者と放送事業者、テレビメーカーとの関係を強化すること。緊急災害時の放送対応、CS障害者放送統一機構への支援などを強く求めている。

○ 昨年3月の先ほどの研究会の報告書に基づいて、9月には視聴覚障害者向け放送普及行政の指針（案）へのパブリックコメントの意見を出した。これについては、資料の一番最後、3-4にあるのでごらんいただきたい。

○ 私たちは障害者権利条約に昨年9月28日に日本政府が署名した後、障害者問題の位置づけは大きく変わったということを強く意識している。つまり、私たちの要望が単なる願いではなく、大きな枠組みでの法的な根拠を持ったのではないかということである。障害者は社会の中で普通に生きていきたい、その実現は、社会のマイナスではなく、社会を活性化する源になるということである。

○ この権利条約では、放送アクセシビリティは9条、21条、30条で、大変具体的に記述されている。めくっていただくと、権利条約の一部を抜粋して記載してある。

○ 9条「施設及びサービスの利用可能性」、アクセシビリティのことである。この中で、「情報通信（情報通信技術及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる」というふうに書いているが、その下のほうに（g）と（h）、（h）では「情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で利用可能な情報通信技術及び情報通信システムの設定、開発、生産及び分配を促進すること」とある。

○ 第21条「表現及び意見の自由並びに情報の利用」では、（a）で「障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること」。

○ 次のページの第30条「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」では、（b）で「利用可能な様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受すること」というふうに、放送アクセシビリティについて具体的に提起されている。

○ 現在このデジタル放送の問題についてどうなっているかということである。

デジタル放送の実施により、障害者の放送アクセスが拡充されるというふうに期待していたが、この間、明らかになったのは逆のことばかりである。

（1）解説放送がデジタル放送に切りかわらないと実施できない。現在、解説放送はステレオ放送の片チャンネルを用いて行っているため、音響効果を重視するテレビ事業者は、番組効果が減退するとしてモノラルの放送を実施していない。デジタル放送になると、デ

デュアルステレオ放送という形で解説放送が行われるそうだけれども、これはステレオが二つあるというもので、その二つある片側を使って、やはり右か左の片側を解説音声にするわけである。そうすると、聴覚障害者はステレオ音声の解説音声というのは聞くことができない。モノラルで解説音声を聞くということになる。また、5.1サラウンドの放送が今後拡充されるというふうにいわれているが、5.1チャンネルのサラウンドで解説放送をどうやって聞くかということは、いまだどこでも検討されていないと思う。

(2) 手話放送は、聴覚障害者、ろう者にとっては、自分たちが自然に情報を得るため、また会話するための言語である。その手話放送はデジタル放送では実施できない。先ほどの報告書でも、技術的な課題といわれているが、問題はテレビの画面に手話の画面を映すと、それを必要としていない人たちが迷惑になるというのでできないということである。これは、先ほどの資料の18ページに、手話放送はNHKの教育テレビで2.4%、総合放送では手話放送をほぼ実施していない。民放は0.1%である。字幕放送が約半分、50%近くあることに比べて、手話放送、解説放送とも、非常に極端に少ない。それは一般の放送と解説放送、手話放送と一緒に放送できないという放送の仕組みから起きている問題である。

(3) 字幕放送は大幅に拡充され、生放送にも字幕放送が実施されているが、生放送の字幕は、原理的に映像と音声よりおくれて表示される。また、画面のテロップと重なって表示されるので読みにくいという問題がある。

○ これらの問題は、先ほどの資料の中でもあった簡易チューナーでは解決できない問題である。どうしてこのような問題になったかということを考えてみたいと思う。それは、次のページの一番上だが、障害者は障害者のニーズについて、たびたび要望書、あるいは研究会の意見表明などで明らかにしているが、放送事業者、メーカー、行政機関に伝わっていないということが原因だろうと思う。こうした障害者の声が届かないまま、現在大きな溝ができてしまったということは、非常に重要な問題と認識している。

○ 簡易チューナー問題では、私たちの委員会で総務省にその内容について伺ったが、先ほどのデジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送番組に関する研究会が行われたこと、その報告書が発行されていることをご存じではなかった。今回の地上デジタル放送推進に関する検討委員会でも、平成16年から開催されているが、私たちが問題を指摘する機会が与えられたのは今回が初めてである。

○ 今後どうするかという問題である。今、重要なことは、デジタル放送のアクセシビリティ

ティの問題について、官民が力をあわせて取り組むことが重要だと思う。番組のコンテンツのあり方、技術、倫理など、多方面にわたって力を合わせて検討する場が必要だと思う。当面の具体的な取組を内閣府、総務省、放送事業者、メーカー、電波産業会などと協議したいと思う。

○ ここで、二つの問題を指摘したいと思うのだが、一つは、障害者数が非常に少なく見積もられているということがある。先ほど聴覚障害者数が45万人という資料があったが、聴覚障害者は、両方の聴力が70デシベルであると聴覚障害の6級に該当する。しかし、この基準は昭和29年に定められたものであり、70デシベルというのはかなり重度の難聴である。一般の生活の中で支障が起きる聴力レベルというのは、40デシベルから50デシベルといわれている。世界保健機構（WHO）でも、41デシベルが聴覚障害というふうに規定している。

○ また、二つ目の問題は、この障害者の問題は経済的弱者支援の措置では解決できないということである。論点6ページにある、「デジタル放送を送り届けることができない地域が存在することは避けられない」と書いているが、地域だけではなくて、デジタル放送の放送そのものを見ることができない、聞くことができない障害者が多数存在するということが、この問題意識の中に欠けているのではないかと思う。

○ 具体的な要望については、次のページの1、2、3にあるが、デジタル放送の視聴を確保するためのアイドラゴン、先ほど見ていただいたのは一般のテレビ放送を見ながら、別のCS通信で受けた手話、字幕、解説音声と一緒に見ることができる機能を持った受信機である。これはまさに、通信と放送の融合した現実的なモデルだと思う。

○ 二つ目は、手話通訳や字幕制作、解説放送を制作する人材養成に関して、私たちの団体と協議していただくことである。

○ 三つ目は、ニーズ調査やシンポジウム、ワークショップなどを開催していただくことである。私たちは1991年から字幕放送シンポジウム、放送バリアフリーシンポジウムを毎年開いてきた。しかし、放送事業者、あるいは行政の側から放送バリアフリーについてそうしたシンポジウムなどが開かれたということは一度もない。アイドラゴンを実施しているCS障害者放送統一機構は、こうした番組制作を10年間行ってきて、しかも私たち会員のみで運営している。デジタル放送時代の視聴覚放送アクセスを保障するために、もっと大きなご支援をお願いしたいと思う。

○ 最後に、情報通信アクセシビリティについて書いているが、情報通信アクセシビリテ

ィについては、障害者団体、それから通信事業者、通信機器メーカーなどが一緒になって、J I S規格、あるいはI T Uの規格もつくった。しかし、放送と放送受信機のアクセシビリティは、ガイドラインもない状態である。このことについて、電波産業会A R I Bとともに新しい規格づくりを進めていただきたいと思います。

【村井主査】

○ ご指摘があったように、アナログ放送からデジタル放送となり、アクセシビリティについて技術的な工夫をする余地が相当ある。現在デジタル放送におけるアクセシビリティに関する検討はどのような状況であり、どのような議論がなされているのか現状について報告をお願いします。

【関委員】

○ 私は、放送技術の規格のほうを作っているが、特に今、高岡様からお話があったところは、きちんと受けとめて、さらに検討したいと思う。

【村井主査】

○ 最初の意見発表にあったリモコンの操作性についてだが、このことについても現在の技術力を持ってすれば、障害を持った方が触っただけで簡単に操作できるようなリモコンを作る方法があるのではないか。メーカーではそういうものも考えているのか。

【関委員】

○ 1点、何年か前だが、今、リモコンの中ではデータ放送については色を使っている。4色ボタンである。それに関しては、色で説明されてもわからないという話があり、それに関しては、画面のほうでも何番目のボタンとかということを、なるべくわかりやすくする工夫はしている。リモコンと画面の作り方については、放送のほうと両方でやっている。あと、リモコンそのものに対してはやっている。

【田中日本障害者協議会理事／日本点字図書館理事長】

○ ボタンの表面なんかの素材を変えていただいたりとか、それから点をつけたり、線をつけたり、そういうことでもかなり解決できる。ただ、テレビのやりとりのところは画面に出たのでは全然わからないので、そこはどうしても音声が付くような形でやっていただかないと無理だろう。

【河村委員】

○ 大変貴重な、初めて伺う衝撃的な情報をたくさんいただいた。私は、障害者の方の情報は自分ではほとんど持っていなかったのだが、何年か前から地上デジタル関係の会合と

かに消費者として参加してきて、地上デジタルになると、弱者に優しく、すばらしい放送の時代がやってくると聞かされてきた。しかし私は、それは最初から全く信用できないから、なぜそうなのかと聞いたり、将来そうなるのかもしれないけれども、今なっていないではないか、なろうともしていないではないかと言いつけてきた。弱者に優しいとはどういうことかと聞いても、はっきり答えていただけなかった。具体的にどういうことが困るかというのは、今日、初めて知ったということであり、非常に衝撃的だったのが、このような意見発表の機会を与えられたのが、今日が初めてだということを知ったことである。私は本当に、言葉が出ない思いである。ただ、過ぎてしまったことはしょうがない。だから、これから全力でこういうことに対処していかなければ、デジタル化の意義の根本が揺らぐことなのではないかと思う。

○ これが、いわゆる障害者と呼ばれる方だけの問題ではなくて、高齢化とともに、あるいは何らかのアクシデントによって、私たち一人一人にかかわってくる問題であるのだから、こういうところにこそ技術とか頭脳をつぎ込むことが、国としてのレベルを高めていくことだと思う。細かいことを申し上げれば、最初にリモコンのことをおっしゃったときに、随分何年も前であるが、私は最初にヒアリングを受けたときに、すばしくなるという話はわかったが、私の感覚でも、テレビというのはスイッチをオン・オフして、ボリュームを変えて、チャンネルを変えられればそれで十分だと思っている人はたくさんいる。その人たちはそういうものを選択してもいいではないか。余計なものは要らないのではないかと申し上げても、地デジの良さを理解するにはこれが必要みたいな言い方で言われてきたわけである。そもそもその機能が全く不必要であるという、明確な不必要さも障害のある方にはあるかもしれない。普通の方ですら、リモコンが幾つもあると、途方にくれるという話をこの会議の中でも、特にメーカーの違うものなんかをつなげたりすると、普通の方でもお手上げ状態というのは何度もここで発表されているので、手で触るとわかるようにするとか、そういうレベルのことではなくて、機能そのものを非常にシンプルに、必要かつ十分に、わかりやすくして、今までどおり使えるようなものを用意するというのは、必須だと思う。

○ 先ほどのアイドラゴンのお話は、私は全く知らなかったのだが、緊急時に使えなくなるなどというのは、総務省が言ってきたことと全く反対のものである。そういうときにこそ役に立つ放送を地デジにするのだと、耳にたこができるほど聞かされてきたわけだから、これはもう、絶対に対処していただかないといけないと思う。ここに条約の文言が出てい

るが、条約に署名した国はこういうふうにしなければならないと書いてあるわけだから、それは国としてなさるべきだと思う。

【浅野委員】

○ この地上デジタル放送に関する検討会においては、何年も議論してきたが、今回初めてこのような形でお話を聞かせていただき、私も河村委員同様、かなりのショックを受けた。

私は、この検討会においては、市場原理に基づく競争の促進によって機能の向上ならびに利便性の向上を図るべきと、正に市場原理主義者のような意見を述べてきたが、このような問題に関しては、今まで議論してこなかったことは別にしても、積極的に取り上げて、単に市場原理の追求という形ではなく、新たなメカニズムをどのように機能させるかという議論を俎上に乗せて行けばいいのではないかと思う。

特にショックだったのは、アナログ放送において、私も初めて聞くアイドラゴンが、デジタル放送になったら出来なくなるということである。そういったことがないようにするためにはどうしたらよいかということ、これからこの検討会の中で、詳細に詰めて行けば良いのではないかと思う。

【三浦委員】

○ 私も河村委員と同意見で、どうしてそんなことを今になって初めて聞いているのかということが、すごく「がーん」と来て、すぐに意見を言えなかった。だれにでも優しく、だれにでも親しまれるテレビというか、いろいろなことが可能になる、夢が広がるというはずのデジタルであるということだったわけである。不思議なのは、日本の技術はきつとすごくすばらしくて、先端技術ももちろんそうであるが、いろいろなものを開発したり、世界に先駆けてのものが発表されたりということもある中で、どうしてこれができないのか。私は技術のことは全くわからないから、そんなことを言っても無理だと言われるかもしれないが、なぜそれができないのかが非常にシンプルに疑問である。ぜひ、そこは充実していただけるように、開発の方とか、技術者の方にやっていただきたいと心底思う。

○ それから、私も自分の母親が年をとっているもので、耳がどんどん遠くなり、知らない間にテレビのボリュームをどんどん上げている。こんな大きな音でないと聞こえなくなっているのかということに非常によく然としたことがある。要は、聞こえにくい、聞こえなくなる、例えば何かがあって体が不自由になるということはだれにでも起こり得ることなので、これは決して特別な話ではなく、すべての人のために考えておかなければなら

ないことだというふうに思う。

○ だから、デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会の報告書が出たこと自体が、総務省内で知られていなかったというお話も、すごく残念なことだったと思うし、そういうものが出ているのであれば、いち早く皆さんに公表していただいて、こういう席でもみんなにちゃんとわかっていただくべきものだったと思う。

ただ、これからできることはたくさんあると思うので、前を向いて、いい方向に持っていけるように、何か私たちでも協力できることがないのかなというところ。具体的なことでできることかあれば、ぜひ言っていただきたいというふうに心底思ったので、私も協力したいと思うし、やっていけるような方向で行けたらなと思う。

【村井主査】

○ 今、ご説明いただき、ご意見もいただいたように、デジタル放送におけるアクセシビリティの件は、技術的には様々な対応ができることがご理解いただけたのではないかと。インターネットのウェブも、文字情報が基本だった時代から進歩し、リッチなコンテンツが主流になってきた。そのような中で、インターネットにおけるアクセシビリティに関してどう対応していくのかということについては、日本だけで対応するのではなく世界的に連動した形で対応してきた。技術が変わっていくときには、アクセシビリティが行き届くまでには障害を持った当事者の方々との対話や、実際にアクセシビリティが充実していない状況への対策を具体的にやっていくというプロセスがどうしても必要になるので、そうしたことも含めてご指摘いただいた。

今、皆さんにご報告やご意見をいただいたように、これを機会にアクセシビリティに関わる調整、あるいは技術的に改善できることを具体化するためにどうすればよいかという今後の対応について考えていく時期であり、大変貴重なご意見だったと思う。

委員の皆さんにはお気づきの点があれば事務局まで連絡をお願いすると共に、実際にアクセシビリティについての改善を進めるプロセスの対応策についても、これを機会に考えながら今後、審議の方を行っていきたいと思う。

(1) についての意見は以下のとおり。

【村井主査】

○ 次の話題は、「経済弱者対策」、「衛星セーフティーネットの受信側の課題」、「簡易チューナーの流通を実現するための環境整備」という三つのテーマについてである。

○ まず最初に経済弱者対策について議論を進めていく。委員の皆様からたくさんのご意見をいただいております、その中には、以前に本委員会で議論したトピックスに関連することも幾つか出てきた。

経済弱者対策に対する今までの中間答申での触れ方と、この検討委員会におけるこれまでのご意見を、論点別に資料としてまとめていただいているので、論点に沿って必要なことを議論していく。特にどこから経済弱者に該当するのかというものさしをどのように考えていくのか、ということに対してたくさんご意見をいただいております、そういうことを踏まえて詳細を詰めていくことが必要だと思う。

○ 次の衛星セーフティーネットの受信側の課題については、資料の6ページに中間答申での触れ方、そして7ページ以降に今までのご意見をまとめさせていただいた。その中に幾つか重要なご意見がある。それから、この課題に関して委員の方から紙で資料をいただいていることも先ほど配布資料の確認の中で紹介されているかと思う。

○ ところで、これは衛星セーフティーネットとはあまり関係ないが、質問が1つある。資料1の2ページにある、ケーブルテレビに関して地デジ対応がどのような状況なのかについて石橋委員からデータをご用意いただいた。前回会合でも議論があり、本日も3ページに佐賀県の見解がペーパーで提出されている。質問は、佐賀県のことが書かれたページの次のページにある「デジタル放送視聴可能世帯数」というのは、ケーブルテレビでアナログの視聴をされている方たちで、例えばデジタルの受信機を持っていたらパススルーでデジタル放送の電波が入っている世帯数と考えてよろしいか。

【石橋委員】

○ おおむね結構である。おおむねというのは、我々放送事業者等の協議の上で、普通は多チャンネルについてはセットボックス経由でやっているのだが、地上デジタル放送についてはそれに追加させる形で、パススルーでも流してくださいという要請が放送事業者側からあり、基本的には、我々の加盟各社は、特に問題がない限りは、そういうことで、今、やっている。ただ、義務条件というところまでは連盟内でもやっていない。だから、例えば2007年9月末でおおむね1,980万世帯ということだから、先ほど事務局からご説明があったとおり、ネットワークはその数字をカバーしているということで、あとは電柱に共架している線から各家庭に引き込みをすれば、大体ほとんどの方はパススルーだからそれで見られることになるということである。ただし、その引き込みをするためのコストはお客さんに負担してもらおうとか、そういうことは当然出てくる。

【村井主査】

- 佐賀県のご意見が出たので質問させていただいた。
- 簡易チューナーの流通を実現するための環境整備についても、論点の整理をしていただいた。4次中間答申のときに、2年以内に5,000円以下の簡易なチューナーをというように書いたが、それ以降にうかがったご意見をまとめていただいた。また、今日は田胡委員のほうからも意見をいただいている。

(3) 田胡委員から、「簡易なチューナーの流通を実現するための環境整備」について、資料4に基づいて説明があった。

(4) 全般的なところについて、意見交換があった。

【前川委員】

- 先ほど障害者団体の皆様のご意見、非常にシビアで、私も重く受けとめており、放送事業者として不十分だというご指摘もあったから、そのことを棚上げするつもりは全くないという前提で意見を申し上げると、参考資料の6に、関係省庁連絡会議のデジタル完全移行のアクションプランのための課題洗い出しの資料がある。事の重たさから言えば、総務省からこういうところにも提起をして政策化をしていくという、そういうことはいかかなと思ったので、一言申し上げたい。

【村井主査】

- 現在、内閣官房において各関係省庁の連絡会議を設定し、デジタル放送への移行を各省庁にまたがる課題という認識でとらえて進めていただいている。前川委員のご意見はこういった側面でも、この話題は大変重要ではないかというご指摘で、全くその通りだと思うので、ぜひ事務局で検討していただきたい。

【三田企画官】

- 検討します。

【土屋委員】

- 2月20日に高岡理事長にもご参加いただいて、放送事業者と障害者団体との間で、こういったご指摘の内容について、共有する場を持たせていただいたということに関係の部局から聞いている。その意味では、前川委員のご発言にもあったように、決して逃げ隠れするつもりはないし、今日のご意見も踏まえて、今後検討させていただきたい。

ワンセグという機能がある。携帯電話で受けられるデジタル特有の機能であるが、これも健聴者の方が字幕をごらんになって、非常に便利に使っている。今、デジタル放送は、字幕が標準装備になっているということで、翻って放送局側の字幕の対応も、先ほどのご指摘のように非常に充実してきているというのもその反映かと思う。

この先になると、通信と放送の連携ということも言われている。先ほどの、CSを活用したということがあったが、そういった観点でも、何かデジタルという技術を使ってできないのかという検討もあわせてさせていただきたい。

先日の会合の様態も、私は局内で共有させていただいているので、その点にご留意いただければということが1点目である。

○ それから、経済的弱者の支援の中で、NHK受信料の免除世帯を対象とするという資料が、資料1の21ページにある。この考え方については、一つのものの考え方としてNHKでも受けとめたいと考えている。当然のことながら、個人情報保護の観点は言わずもがなの話であるが、実際に運用していく際に、その観点をどのような形で担保していくのか。それからもう一つは、そういった個人情報に留意しながら申請ベースで行っていくというときには、それなりの心情的な配慮が必要になってくるのであろうと思う。そういった施策、具体化について、総務省、事務局で具体案をお持ちであれば、ぜひお聞かせいただきたいと思いますと考えている。

○ それから、衛星セーフティーネットの件である。これは、今、この取組とは全く別のところで、NHKの保有チャンネルに関する研究会というものが開かれており、1月30日にこの会合が開かれた。その際に、今、NHKは、アナログのBS放送で難視聴対応という放送をしているが、これをデジタル時代にどうしていくのかという議論があった。その折に、私どもNHKとしては、一つの考え方としては、デジタル時代においても、デジタルBSでこれを継続していくという考え方もあるが、他方で、民放と一緒にセーフティーネットで、東京の総合・教育を全国で難視聴の方にはごらんいただけるという仕組みができるということであれば、そちらのほうで難視聴の機能を担うという考え方もあるという表明をさせていただいた。

衛星セーフティーネットの検討に当たっては、前提になる条件が幾つかあろうかと思う。一つは受信者の過大な負担になってはいけない。それから、例えばNHKと民放の受信機が別になるというようなこともあってはならないだろう。その意味で、今、最も普及している3波共用受信機、BSも地上も受けられるというものを対象にした受信機が最適であ

ろうということで、今、検討を進めているということである。

○ それから、重要な観点としては、アナログからデジタルに移行するために、どうしても電波が届かない世帯に、東京からの放送を緊急避難的に、暫定的にお届けするというのが、セーフティーネットの性格だというふうに考えている。ある意味ではつなぎということであるので、この観点から、セーフティーネットが現行の放送制度と矛盾があるということであってはならないのではないかとこの考え方をしている。例えば、東京の政見経歴放送、これはどうしてもセーフティーネットで各地に流れてしまう。こういった観点から、これが無際限に、どなたでもごらんになれるという形では、いろいろな問題が出てくるのではないかと。そういった多方面の検討が必要なのではないかと考えている。

ここで申し上げたいのは、NHKが行っている衛星第2の難視聴対応放送については、セーフティーネットとかなりオーバーラップする部分があるので、きょうの論点に盛り込まれている観点については、NHKとしてはできれば1本化する方向で考えていきたいということである。

【村井主査】

○ まず本日発表していただいたアクセシビリティに関する話題は、この委員会では本日も欠席の竹中委員から繰り返しご指摘があった字幕などと非常に関係が深いという認識がある。舟谷委員からは、先ほど少しご紹介があったが、今日のそれぞれのテーマに関する資料と、今日ご説明をいただいた障害者への対応、アクセシビリティと結びつくご意見もいただいているので、これは後でごらんいただきたい。各省庁へのブリッジも、ただ今事務局のほうにお願いをした。本日の会合はいろいろな意味でスタートポイントになるのではないかと思います。

【西滝全日本ろうあ連盟理事】

○ デジタルで、先ほどの緊急災害放送が見られなくなると言った意味は、今まで、厚生労働省から日常生活用具として交付されているアダプターが使えなくなるという意味です。1万台交付されているが緊急災害放送を見るためには、それをデジタルチューナーに変える必要があります。そのため、このデジタルチューナーを聴覚障害者の世帯に配布していただくことを厚生労働省・総務省で検討戴きたい。

また、我々、「目で聴くテレビ」放送そのものがセーフティーネットワークの一つに取り上げていただいて、現状の放送がそのまま続けられるようにしていただきたいと願っている。

【高岡全日本難聴者・中途失聴者団体連合会理事長】

○ 先ほど、高齢化社会の問題のお話があったが、高齢者は、多くは難聴になる。2,700万人の高齢者がいるが、大体70歳になると、2人に1人は難聴になるわけである。補聴器業界が、難聴で補聴器を買っていただけるお客様と見ている人数が1,500万人である。これだけ大きなマーケットがあると思って、補聴器業界は販売しようと思っているが、聞こえないということは見てわからない。また、自分でも聞こえないということが自覚しにくいので、補聴器が売れないのである。だから、たくさんの人がテレビを見ることで困っているということは、「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」報告書の中の筑波技術短期大学が調査した結果でも、高齢者が日常生活の中で聞こえにくいとしている音は何かと言うと、一番はテレビで、二番は電話である。非常に国民的な問題と思う。

○ テレビには5.1チャンネルサラウンドなどの機能もあると豊かに番組が楽しめると思うが、難聴になった人が聴きやすいような音声を調整する機能、イコライザーとか、あるいは手元で聞く機械であるとか、そうした取組もぜひお願いしたいと思う。それこそユニバーサルデザインの実現だと思う。

【三浦委員】

○ 私どものところでは、普段、消費者相談を受けており、そこには、いろいろなところで働いている相談員の方がいるが、実は、その相談員の方から、「こういう席があったら、困っているので、ぜひ一言言っておいてくれ」と言われたことがある。それは何かというと、テレビの販売側の話になるが、今、セットで売られている家電製品がある。どことは申し上げないが、「新生活応援何とかキャンペーン」ではないが、いろいろなものをセットにして売られていると思う。その中にテレビも入っているのだが、だからそれはターゲットとしては一人暮らしの若い人だと思うが、売られているセットの中に地デジ対応ではないテレビが入っていて、それで売られている。多分在庫の吐き出しだと思う。

○ その相談員は何を言ったかということ、それを、説明をよく聞かないで買ったということ。それでその人は地デジとかそういうこともあまりよくわかっていなかったから、買ってオーケーだと思ったけれども、よく見てみたら、どうも対応機ではなかった。しかもそれはチラシで見たものである。私たちは消費者のいろいろなことをやっているのに、「チラシにそういうものを載せて売るといふ販売方法はどうなんだということをお願いしてくれ」ということを頼まれたので、ここでちょっとお話するが、そういう事実もあるということ

である。

○ もちろん消費者はいろいろなものを選択できるということは、もちろん権利として持っているのでもいいのだが、説明を聞かない本人も悪いと言われればそれまでなのであるが、チラシで見て、セットで「わあ、安い！」と思って飛びつく人はいる。しかも、それを買って、わからないでそのままある日突然テレビが見られなくなるということが起こるといけないと思うし、説明員がはきちんとして説明するとか、そういうことが販売する側の責任としてもあるということ再認識していただきたいと思った。

【村井主査】

○ いろいろな課題が存在し、それぞれについて解決するための方針があると思うが、今三浦委員から伺ったお話は、それらがきちんと周知されているかといった、実際の周知プロセスで起こっている話であり、大変重要なお意見だと思う。

それから、今日の田中様、西滝様、高岡様からご指摘されたことは、課題山積であり、今、使われている機械やシステムが2011年に使えなくなるということは、この委員会でも着目をしなければならない課題である。ただし、課題を認識することに加えて、先ほど私が申し上げたように、デジタル化されることのアドバンテージの中には、アクセシビリティを含めた技術的な新しいチャレンジができる、つまりアナログ放送時代の問題の解決ができるという前提で進んでおり、先ほど河村委員にご指摘いただいた「地上デジタルになると、弱者に優しく、すばらしい放送の時代がやってくる」ということは、本質的には全くその通りであるはずである。従って問題を解決するためにできることをやっていくことは、この委員会の大変重要な守備範囲だと思う。ただし、こういった問題を解決していくためには作る側や提供する側の意見だけでなく絶対に不十分で、関わっている専門の方、それから当事者の方との対話が大変重要である。今日ご出席いただいたお三方や、その団体の方とは、ぜひ今後もいろいろと課題の解決に向けて密なコミュニケーションを取り、ご意見をいただいて、私どもが本委員会で責任を持って議論を進めている地上デジタルへの移行がスムーズにいくよう、ご協力をお願いしたいと思う。本日は意見書を含め、委員の皆さんからも貴重なご意見をいただいたので、それらを踏まえて今後進めて対応していきたい。事務局には、今日出たご意見を整理していただきたい。皆さんからもお気づきの点をまた伝えていただき、本日出席頂いたお三方にもまたご意見を寄せていただき、進めさせていただければと思うので、ぜひよろしくお願ひしたい。

○ それでは、6月の次期中間答申に向けて、本日頂いたアクセシビリティのことも含

めて引き続き議論を進めさせていただきたい。次回の会合は、共聴施設への対応、広報・相談体制の充実をテーマに議論を行う予定である。だんだん盛りだくさんになってきたので、今日のように意見書を出していただくと論点が非常にはっきりして良いので、次回の議題関連のこと、あるいはその他のことでも結構なので、いろいろなご意見を寄せていただきたい。大変お忙しいところ恐縮であるが、意見の漏れがないようにということでご協力をいただければと思う。ぜひよろしく願いしたい。

以 上